



平成23年度第 | 回講演要旨

世界から見る『武家の古都・鎌倉』

講師：岡田保良さん(国士舘大学イラク古代文化研究所所長 イコモス委員)

とき：平成23年9月24日(土) ところ：鎌倉芸術館

◎暫定リストとしての「鎌倉」

来年は世界遺産条約が採択されて40周年にあたり、その記念行事が日本で開催される予定。多数の来日が予想されるユネスコ関係・イコモス関係の主要な人々に対して、鎌倉でも広く受け入れ態勢を整え、歴史的な遺産を紹介してほしいと思う。

世界遺産には文化・自然・複合の遺産があるが、それぞれ725件、183件、28件で、合計936件という数にのぼる。まもなく1000という大台にのり、歴史的な曲がり角になるのではないともいわれている。

1992年に日本が世界遺産条約に加盟し、法隆寺や姫路城と並んで鎌倉が名乗りを上げて以来20年近くになるが、その間今年の平泉まで16件の登録がありながら、なかなか鎌倉にその順番が回ってこなかった。2006年ころから鎌倉を世界文化遺産にという気運が高まった背景には、暫定リストに載せる候補が減少したことから、文化庁が全国に募集をかけたことによって、全国の自治体から世界遺産候補が一挙に40件くらい挙がってくるという状況があったからだと思われる。その後文化庁に候補を審議する特別委員会が置かれ、昨年までに富士山や富岡製糸工場、長崎の教会群などが新たに暫定リストに加えられた。

鎌倉に関しては、一昨年から今年にかけて催された国際シンポジウムなどによって新たな視点が得られ、それを参考にしながら4県市による推薦書の原案がほぼ固まった。

◎推薦書案の内容に関して

世界遺産には「顕著な普遍的価値」(OUV)が必要で、それには10項目の評価基準が定められているが、鎌倉の普遍的な価値は、鎌倉が古代貴族政権に替わって全国支配の体制を樹立して中世という時代を開いた武家政権の始発の地であり、寺社や庭園跡あるいは港などの、武家政権や文化の構成要素が周囲の山陵部と一体となって今日に伝えていることである。特に山陵部を巧みに切り開いて伽藍を配置する寺院や地方とつなげるために切通を開くという都市の構えには京都とも奈良とも異なる独自の歴史的価値がある。これは、評価基準の(iii)と(iv)に当たる。

ここで注目すべきは、鎌倉の遺産候補の保全に関わ



ることである。従来日本が推薦する世界文化遺産は、ほぼ文化財保護法による重要文化財あるいは史跡に指定したものであった。つまり文化庁が所轄する保護法によって日本国がその価値を保存し担保するという趣旨でユネスコに申請してきた。鎌倉の山陵部は文化財保護法による史跡ではないが、古都保存法の第六条『歴史的風土特別保存地区』がほぼ候補地全面にかけられており、環境の保全・維持が保証されている。従来の登録事例とは違って文化財保護法のみならず、世界遺産に申請することに鎌倉の特色がある。

◎登録へのプロセス

世界遺産に登録するには前もってユネスコの暫定リストに届けなければならない。鎌倉はほぼ20年前に提出されている。届出について推薦書の作成になるが、従来文化庁主導で文書が作られていたものが、2006年暫定リストを公募してから、自治体が作成に当たようになった。文化庁は推薦書の完成度を判断して、富士山と鎌倉を来年度の推薦に決定した。9月中旬に暫定推薦書をユネスコに提出し、来年2月1日までに正式な推薦書を提出するという運びとなる。続いて現地審査があり、来年11月末から12月にかけての頃、様々な情報がイコモスのパネルと呼ばれるテーブルに持ち寄られ、ユネスコに対する勧告案ができる。その勧告案が再来年の5月頃にユネスコに伝達され、あるいは世界中に公表される。そして7月くらいの世界遺産委員会で結論がでることになる。

◎世界遺産の意義

世界遺産はその国の歴史・風土や文化的背景をあらわすものでありたい。世界遺産は世代交代などによる歴史や遺産に対する価値観の風化を防ぎ、また歴史や国の誇りにつながり、国際感覚を醸成する契機となる。登録は終着駅ではなく新たな出発である。遺産の価値を損なわないための環境の維持に市民は国や自治体と協力しながら努めていただきたい。